

八王子市ツキノワグマ対応マニュアル 概要版

令和8年（2026年）8月
八王子市

マニュアルの構成・概要

構成

第1章 出沒時の対応
1 出沒に備えた事前準備
2 クマ出沒時の対応方針
3 危機レベルに応じた対応
第2章 緊急銃猟時の対応
1 緊急銃猟に備えた事前準備
2 出沒時の緊急銃猟による対応
第3章 人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み
1 人とクマのすみ分け
2 出沒の未然防止と対応の方針
3 平時における役割分担
4 情報共有と連携
5 人の生活圏への出沒防止
6 クマの生息域での対策
7 普及啓発
8 出沒予測と注意喚起

主な独自基準・取り組み

「人の日常生活圏周辺」を明確化

危機レベルを判定する上で重要な要素であることから、「人の日常生活圏周辺」の範囲を明確化し、人の日常生活圏から半径200m以内と定義した。

地域特性を踏まえた対策

本市では、緩衝帯（バッファゾーン）の確保が困難であることや、高尾山等のクマの生息域に多くの観光客が訪れるという地域特性を踏まえ、市民と行政が連携し、クマの誘引・出沒防止対策を徹底することをマニュアルに記載した。

体制の強化と専門家との連携

市の防除指導員や委託業者（専門業者）等との連携体制を強化し、その専門的な知見を活用することで、課題の解決及び効果的な対策の実施につなげられるよう、マニュアルに明記した。

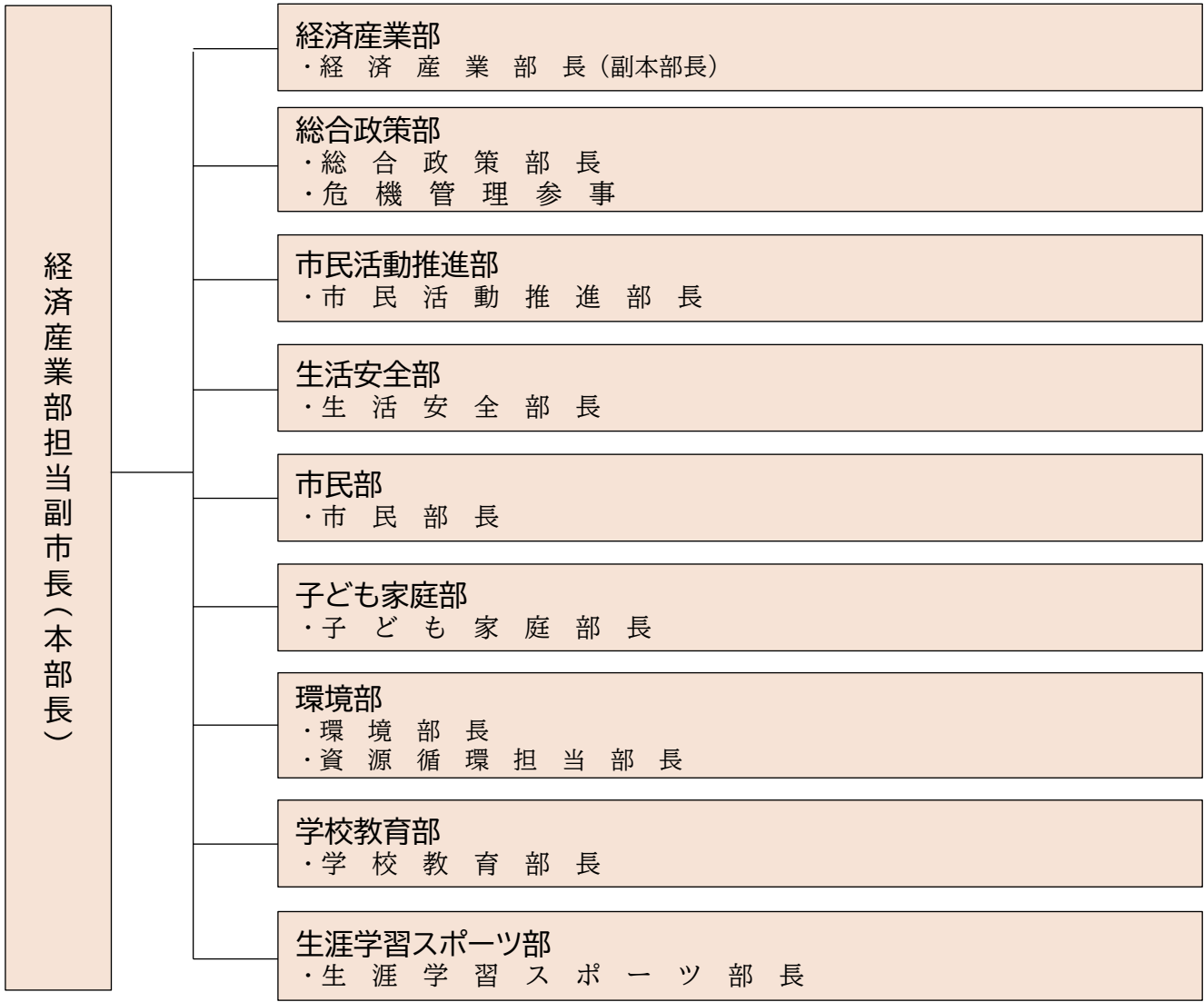
「人の日常生活圏」及び「人の日常生活圏周辺」の定義

範囲	定義	根拠
人の日常生活圏	人が生計を立て、 普段活動する過程で 行動する範囲	環境省の緊急銃猟ガイドラインにおける定義 具体的には、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地のほか、電車、自動車、船舶等が含まれる。
人の日常生活圏周辺	人の日常生活圏から 200m以内の範囲	八王子市独自の定義 人の日常生活圏周辺については明確な法令上の定義はないが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第16条に関する最高裁判決平成12年2月24日において、(銃の)発射地点の周囲半径約200m以内に人家が約10軒存在する場所が「人家稠密の場所」に該当すると判断されている。 当該判例を参考に、人の日常生活圏との近接性を評価するための指標として、半径200mの範囲を設定した。

第1章 出没時の対応

危機 レベル	状況	対応	マニュアル 掲載頁
1	【経過観察】 ◆ 人の日常生活圏外又は人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが高い場合 (例)山中での目撃、痕跡の発見 等	獣害対策担当課長は、関係所管と連携し、注意喚起を実施する。 ・注意喚起の実施 ⇒ 地域住民への注意喚起、注意喚起看板の設置、入山者への注意喚起 等 ・東京都、警察への情報共有 ・各課の対応	P9～
2	【防除対策、追い払い】 ◆ 人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが高い場合 等 (例)同じ地域で2週間以内に複数回の目撃 等	経済産業部担当副市長は、経済産業部長又は獣害対策担当課長からの報告により、危機レベル2の状況が発生した場合、 ハ王子市ツキノワグマ警戒連絡体制 の構築を指示する。 ・地域住民への注意喚起(町会自治会連合会等)、保育園、学校、病院、福祉施設等関係機関への注意喚起(通学路等が近くにある場合) ・注意看板の設置 ・東京都、警察、消防への情報共有 ・パトロールの実施 ・出没原因等の現地調査及び防除対策の実施、追い払い等の実施 ・各課の対応	P10～
3	【防除対策、追い払い、捕獲、緊急銃猟】 ◆ 人の日常生活圏において、遭遇又は被害が発生している場合 (例)人家への侵入、倉庫が荒らされる、クマが留まっている 等 ◆ 人の日常生活圏周辺において、クマが留まっている場合 等 ◆ 人の日常生活圏外において、人身被害が発生した場合	経済産業部担当副市長は、経済産業部長からの報告により、危機レベル3又は4の状況が発生した場合 ハ王子市ツキノワグマ対策本部 (以下「対策本部」という。)の設置を指示する。 対策本部は、 庁内対策本部 及び 現地対策本部 を設置する。 ・地域住民への警戒の呼びかけ(防災無線等) ・保育、学校、病院、福祉施設等関係機関への警戒の呼びかけ(通学路等が近くにある場合) ・東京都、警察、消防等への情報共有 ・出没個体の特定・搜索 ・パトロールの実施 ・捕獲の検討、実施(緊急銃猟を含む) ・地域住民の安全確保、避難誘導、交通規制の実施 ・出没原因等の現地調査及び出没防止策の指導、助言 ・各課の対応	P15～
4	【捕獲、緊急銃猟】 ◆ 具体的に危険が生じており、急を要する場合 (例)市街地又は観光施設等不特定多数の人の出入りがある場所への出没、人身被害・交通事故の発生 等		

危機レベル2 八王子市ツキノワグマ警戒連絡体制図

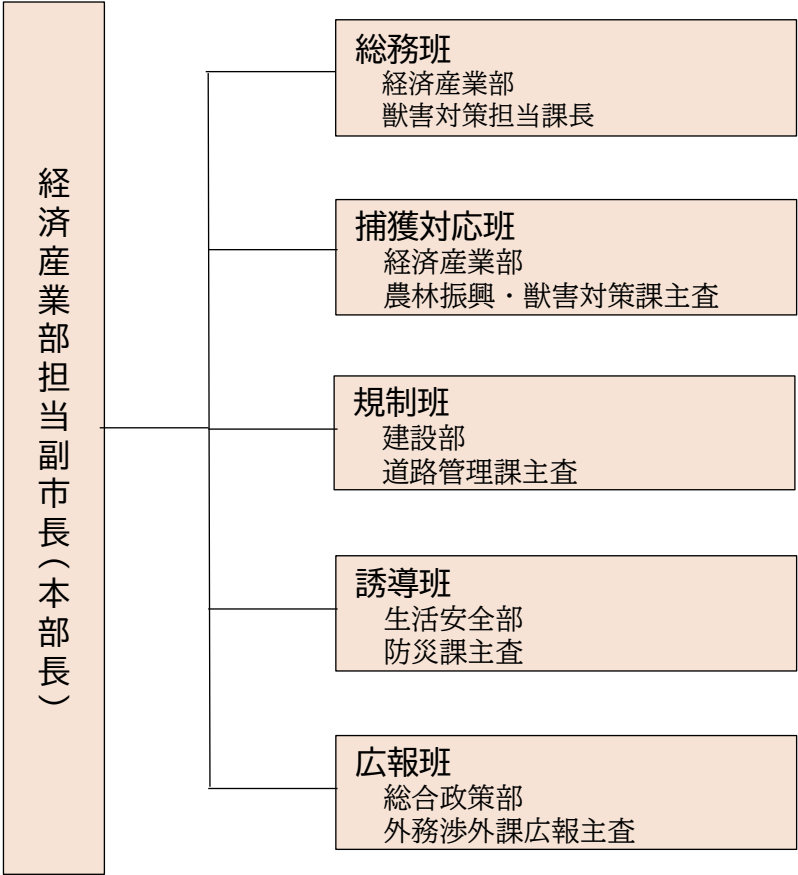
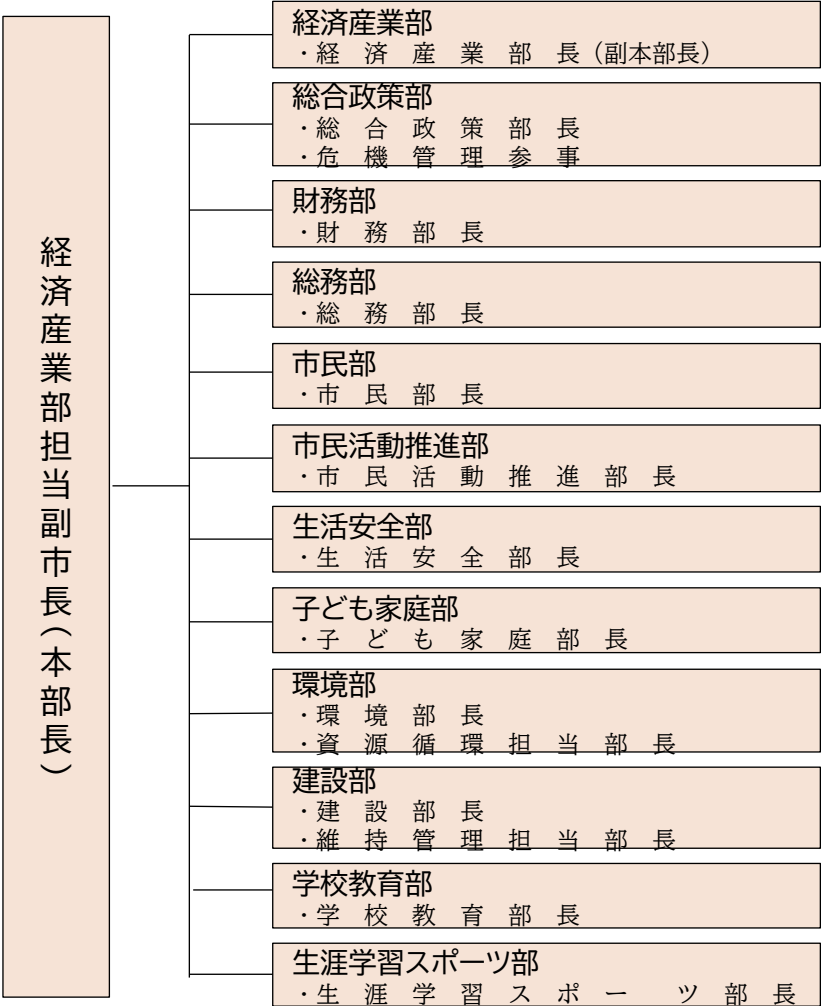


危機レベル3・4 八王子市ツキノワグマ本部組織体制図

庁内対策本部

■ マニュアルP20掲載

現地対策本部



第2章 緊急銃猟時の対応

環境省『緊急銃猟ガイドライン』を踏まえ、緊急銃猟に備えた事前の準備と出没時の緊急銃猟による対応手順に区分し、次の内容を定める。

区 分	主な内容
緊急銃猟に備えた 事前の準備	役割分担（八王子市、警察、捕獲者等）、訓練の実施 など
出没時の緊急銃猟 による対応手順	初動対応、緊急銃猟に関する計画の調整、応援要請、 安全対策 など

<緊急銃猟実施の4つの条件> ※環境省『緊急銃猟ガイドライン』に記載の条件と同一

レベル3及びレベル4においては、人的被害の未然防止のため、緊急銃猟の必要がある場合には、次の①～④の条件の確認を行う。

- ①人の日常生活圏への侵入
- ②人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
- ④避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

第3章 人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み

人とクマのすみ分けは、国のゾーニング管理を基本とする（次ページ参照）。

しかし、八王子市は、豊かな山林と住宅地や農地が隣接しており、クマの侵入を防ぐための理想的な「緩衝帯（バッファゾーン）」を広範囲に設けることが地理的に難しいという特徴がある。そのため、平時における「人の日常生活圏への誘引防止策」を市民と行政が一体となって推進することが、現実的かつ効果的な対策となる。

※八王子市の特徴

- ・ 山間部と住宅地や農地が密接しており、緩衝帯（バッファゾーン）の確保が難しいため、市民と一体となった人の日常生活圏への誘引防止策が必要である。
- ・ 経験豊富な市委託業者（専門業者）による適切な対応が可能である。
- ・ 令和4年度から地域ぐるみで獣害対策に取り組む「地域ぐるみ獣害対策推進事業」を実施している。

第3章 人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み

ゾーンの区分		主な対策
コア生息地	クマが本来生息する奥山等	生息環境の保全を図るとともに、人間活動との適切な距離を維持する。
人の日常生活圏周辺 (緩衝帯・管理強化エリア)	クマの定着及び人の日常生活圏への侵入を防止する地域	誘引物対策や藪払い等の環境整備を行い、定着及び侵入を防ぐ。
人の日常生活圏 (排除エリア)	人の安全や生活を優先するエリア (市街地、住宅地、農地、生活道路等)	電気柵設置等の被害防除を徹底するとともに、出沒時には迅速な捕獲・排除を行う。

●人の日常生活圏及びその周辺での誘引防止のための対策

ごみ対策の徹底、放任果樹など誘引物の除去、潜みにくい環境の整備（草刈り・藪払い）、農地や養蜂箱の周囲への電気柵の設置など

●奥山等生息地域(コア生息地)での対策

クマ鈴やラジオなどを携帯する、単独行動を避ける、クマが活発に動く朝夕や薄暗い時間帯の入山を控える、食べ残しやごみは持ち帰るなど